

事業評価シート

担当課・室長：環境管理技術室長

事業名	燃料対策
上位施策名	大気環境の保全 ((4) 光化学オキシダント対策)
1 事業の概要	<p>大都市部を中心として、光化学オキシダントの環境基準は依然として深刻であり、環境基準の達成のためには、原因物質である窒素酸化物や炭化水素の排出寄与割合の高い自動車からの排出ガスを削減することが必要不可欠である。</p> <p>自動車からの排出ガスの削減のために、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制を実施してきたところであるが、今後さらに規制を強化していく必要がある。</p> <p>可能な限り低い自動車排出ガス規制値を設定するために、自動車排出ガスの低減に必要な燃料品質に関する調査など、より実効性のある対策を策定するための各種調査を行う。</p>
2 進捗状況	<p>軽油中の硫黄分の許容限度について、平成元年の中央環境審議会答申に基づき、平成9年に500ppmに削減する規制強化を実施。また、平成12年の中央環境審議会第4次答申に基づき、平成16年度末までに、更に50ppmに削減する規制強化を実施予定。</p> <p>平成10年の第3次答申において、夏期にはリード蒸気圧（RVP）の値が72kPaを超える蒸発性の高い燃料の市場への供給を停止することが適当である旨明記され、これに基づき、平成13年より石油精製会社が自主的な対策として実施予定。</p>
3 評価	<p>自動車排出ガスによる窒素酸化物や炭化水素を原因物質として発生する光化学オキシダントの大気汚染は依然深刻であり、その解決には、総合的な取組が必要であるが、中でも、自動車排出ガス規制による自動車単体からの排出ガス低減は確実に非常に効果の高い取組である。排出ガスの低減には、適切な燃料品質を有する燃料の使用が必要不可欠である。</p> <p>また、燃料品質規制値の設定は、環境省が実施する調査等で得られた自動車排出ガス低減技術の現状や、燃料品質による自動車排出ガスへの影響等を参考にして出される中央環境審議会の答申を受けて適切に行われている。</p> <p>なお、現在、ディーゼル車、ガソリン車の新しい規制値（新長期規制値）を検討しているところである。また、新長期規制の導入に併せ、軽油中の硫黄分の許容限度を50ppmに削減する規制強化を予定している。また、将来的には、自動車排出ガスの更なる低減に向け、排気後処理装置がその機能を十分発揮するために、50ppmよりも軽油中の硫黄分が低いことが望まれる。</p>

4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車燃料に係る許容限度設定調査 ・新燃料使用時の排出ガス実態調査 ・自動車燃料改質調査検討費
5 対応副施策等	<ul style="list-style-type: none"> 2 - (1) - 窒素酸化物対策 2 - (1) - 浮遊粒子状物質対策 2 - (4) 光化学オキシダント対策